「尿中メチルイソブチルケトン」 新規受託開始のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年7月1日から改正が施行された特定化学物質障害予防規則(特化則)にて、 一次健診において医師が認める場合、尿中のメチルイソブチルケトンを測定することが 義務付けられました。

この度、下記期日より尿中メチルイソブチルケトンの検査受託を開始いたしますので、 宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

■新規受託項目

●[-] 尿中メチルイソブチルケトン ※検査要項の詳細は裏面をご確認ください。

■受託開始日

●2020年9月23日(水)

尿中メチルイソブチルケトン

■検査要項

項目コード	
検 査 項 目 名	尿中メチルイソブチルケトン
検 体 量	尿 15mL*1[専用容器でご提出ください]
保 存 方 法	冷蔵 (凍結不可)
検 査 方 法	ヘッドスペース GC/FID 法
基 準 値	1.0 mg/L 以下*2
所 要 日 数	21~32 日
検 査 実 施 料	未収載
報告下限	0.1 mg/L 未満
報告上限	99,999.9 mg/L 以上
報告 桁数	小数 1 位
検 査 委 託 先	株式会社 LSI メディエンス (→1)*3
	*1:必ず専用容器にて、専用検体(単独検体)としてご提出ください。専用容器は、弊社担 当者にお申し付けください。検体は冷蔵で保存した上でご提出ください。(<u>凍結不可</u>)
備考	*2:全国労働衛生団体連合会(全衛連)「管理暫定値」
	*3:本検査の最終検査実施機関は中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター です。

■採取容器



●検体採取上の留意事項

- 1. 採尿はその日の作業終了後に実施し、その際は指定容器の 目盛り一杯(15mL 以上)まで尿を採取してください。 採尿後は直ちに付属のスクリューキャップで密栓し、冷蔵で 保管した上でご提出ください。
- 2. 検査対象が揮発性物質のため、容器内の空間部分(気相部分)が多くなりますと、保管・輸送時に尿から検査対象が揮発してしまい報告値の誤差が大きくなりますので、検査不可といたします。
- 3. 凍結でご提出された際は、検査対象が揮発し報告値の誤差が大きくなりますので、検査不可といたします。